

新電元工業健康保険組合 御中

「給与収入のみである」旨の申立書

今般の被扶養者認定に際し、当該被扶養者の年間収入が、添付した労働条件通知書等に基づく給与収入のみであることを申し立ていたします。

今後、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合、もしくは単なる契約期間の更新であっても、その都度、当該内容が分かる書面を提出いたします。

また、給与収入以外の収入が発生することになった場合はその旨申告し、あらためて扶養認定の申請をいたします。

万が一申し立てに瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、当初の認定日に遡って被扶養者資格を削除いたします。

令和 年 月 日

記号一番号 ー

認定対象者（自署）

被保険者（自署）